時事新報

寶物預所

人の世に居る用心深きを以て大切とす人生七十古來稀なりとわれば生命保險の法に因りて生前に死後の計を爲し近世の蒸氣船堅牢なりと雖も時に難波の患ありとすれば海上保險の法に因りて財産全失の難を免かれ火災保險、鐵道保險夫れ〳〵人生の危險を應じて之に處するの道を講ずるは文明國人の智慮に富んで用心深き一大美德として見る可きものあり抑も此保險の方法は西洋國人の發明にして古來東洋諸國に於ては類似の仕組あるきのみならず士人たる者が一身の計を爲すは何か不外聞の氣味にして濟貧洗が如しと云ひ篤志しば〳〵空しと云ひ家に贈石の貯あるきを一種の名譽の如くに愚ひ下流職工の輩に至りては所謂胥越の鍵を所持せざるを以て其肌合を示すなどの奇風もあり東洋の詩人杜牧之は四年見の餓死を致したれとも英國の詩宗ウオルタア スコットは生命保險會社の創業者たりしが如き亦以て東西人情の向ふ所を知るに足る可し左れば往時の我國人は財産保險等の事に關して至て不用心なりし事情も多く現に今より十數年前佛國博覽會ゑ陳列したる我が古器物出品を日本に積み戻さんとするに當り其品物に保險を附く可きや如何の疑問を生じたるとありしが當時海外在留人の中にも保險の性質を知りたるものの少なく評議最中一人の說に抑も此度の便船には人間が乘り組み居るに非ずや貴重ある人間さへ海上の保險とてはなきものを荷物に保險など何にかせんとて一時虛論を壓倒したるとありと云ふ當時我國の人情氣風より察すれば右等の奇論も奇からずして士人中に通用したるみとならん然るに十數年來我國人の思想は事物と共に一變して人々保險の何事たるを知り生命保險、海上保險などの類、次第に其事務を擴張するの運びとは爲りたれとも日本家屋構造法の然らしむる所か災難中の大災難たる彼の火災の一事に關して保險法の發達し兼ねたる有樣あるは我輩の遺憾とする所なり抑も今の日本家は概ね木造にして都會繁華の場所抔には屋上制限ありと雖も屋前屋後は火に耐へ難く霜夜烈風ゑ火事起らば數百千家に延燒して目も當てられぬ慘狀を呈すると毎度我輩の見聞する所にして斯かる危き家屋には保險の適用も覺束なく左れはとて假に其構造を變じて煉瓦石造と爲さんとするも實際行はる可きに非ざれは日本の家屋に向ては當分火災保險を禁せず徐に其の構造法の改まるを待つの外なしと雖とも茂に我輩の一言して敢て世人に訴へんとするは從來日本家の類燒する毎に通常財産を損害するは勿論、或は名家の災難に因りて書畫珍器諸美術品等、又と世にあき物品を失ひ國家財寶の源を枯らすの患あると聞ち是れなり今財産を保全し事物に用心深きを以て處世の一大要訣なりとすれば好し火災保險に因りて慎め災後の計を立つるとは論ざるも今の實際ゑ行はる可き一種の簡便法に因りて家重代の寶を守り其燒失を免るゝと世間思慮ある人々の大に注意す可き所ならん現に府下に住居する士人にて自宅に衣類器物等金目の品を藏するは頗る危險の事ありとて府中最も確實にして堅固ある倉庫ある貸屋を撰み例へは一千圓の品物に十圓乃至二十圓を借りて其金の利子を拂ふ代りに其品物をは大切にして決して汚損の患なきやう貸屋と內談したる者ありと云ふが如き用心の周到ある因より凡ならざる可しと雖とも貸屋に品物を預けるは人の習慣感情に於て何とおく暴なるものにして廣く世間に通用す可しとも思はれず且つ其身元の確實なる其倉庫の堅固ある質屋は極めて稀なる可きが故に當初より此邊の目的を以て爰に寶物預所ある者を設け都會中火事水難の及ばざる所に煉瓦造なり石造あり堅固一偏の倉庫を作りて之を寶物の安置所と爲し便宜の場所ゑ出張所を置くか或は寶物所持人の通知に應じて夫れ〳〵出張受渡を爲すか兎に角便宜の手段に因り其寶物を預かりて成る可く輕小の預かり料を收め以て世人の需要に應せば今の日本の實際に於て都會に住居する名家にては其財寶の安置所を得て彼の質屋に托するの比に非ず大に便益を享く可きあり我輩曾て英國に於て證言書保存所を一覽したるみとあるしが此證言書保存所は政府記錄局の管理する所にして倫敦府サムマーセット館の內に在り千五百年代頃より英國諸家の證言書を保存するみと其總百萬通なるを知らず彼の有名なる文人シエークスピヤの證言書の如き今尙は同館に寶藏し貴族政事家僧侶商人文人墨客に至るまで夫れ〳〵其證言書を作りて之を保存所に持參すれば保存所にては保存料一通に付き一シリング（我が三十二錢三厘）を取りA. B. C.の名順に因りて之を倉庫內に排置するの趣向にして其書類の年古き者は之を一封に取り纏めて整頓法を立て又其證言書を書き換へんとする者あれば新書を引き換ふる等其取扱を鄭重にして曩日證言の事に就き何人か訴訟を起すとあれば保存所內の證言書を以て其當否を裁判し法廷の證據物としては最も有力なるとありと云ふ即ち證言書保存所の例を移して之を我が諸般の寶物ゑ適用し都て貴重なる品物は一時なり永久なり成る可き粗製の日本家に藏するとを避け之を堅固安全ある寶物預所ゑ預けて國家の寶たる珍品佳物は一品一物たりとも失はざるやう殊更その保存を重んずるは文明國人事物ゑ用心深きの美德として我輩の贊助する所なれは世上志あるの士人は官民何れの向きを問はず大要此邊の意見を以て寶物預所設立の工風を廻らしては如何、我輩の銳ゑ期待する所のものなり

雜報

○區役所の財産調査　府下各區役所所有の財産は市參事會之れを管理する等ゑ付從來區役所の所管に係る地所家屋公債證書等にして區長の記名あるものは總て今回東京市參事會東京府知事の記名に書換へるゑ付取調出べき旨を去る二十一日高崎府知事より各區長へ達したりと

○サブラルタルを取り返すべし　亞非利加事件に關して英國政府の處置を非難し憤慨の情禁じ難き葡萄牙人は英國を惡むの餘り英國は地中海の關門サブラルタルを西班牙に返さゝる可からずと公言し若し葡、西兩國が同盟一致して事に當らば英人を放逐するを得べしと主張せりと云ふ

○下士卒携帶具　師團司令部屬部衛生部及列外下士卒の携帶具は是迄一定せざりし處今度左の通り假定する旨一昨廿二日陸軍大臣より部下一般へ達したり

第一　野戰郵便部の配達卒は刀を佩用せしむ

第二　糧倉卒及野戰病院の炊卒は徒卒刀を佩用せしむ但傷役者なる時は武器を佩はしむ

第三　衛生隊本部幷に擔架中隊の軍曹上等兵は徒卒刀を佩ふ銃を携へ擔架卒は徒卒刀のみを佩用せしむ

第四　衛生部豫備材料廠の軍曹及兵卒は輜重兵科定式の兵器を携帶せしむ

第五　馬卒幷列外役卒は徒卒刀を佩用せしむ但假馬卒は武器を佩はしめず

尤も當分の內、徒卒刀に代ふるにツンナール銃及銃劍を以てし拳銃は支給せざるよし

○市會議員撰擧の訴願　岡山市の公民谷合拙造、遠藤義昌の二氏より昨年執行せし同市會三級議員撰擧の事ゑ付き市長幷に知事に訴願せしも其効なくして棄却されたれは今回大坂控訴院へ出訴するよし

○大和疏水工事　大和國は一般に用水に乏しき土地なるが別て式上、式下、十市三郡の如きは農作上最も水不足の處ある故此處に疏水工事を起し宇陀川上流の水を引き來りて以て灌漑の用に供せんとて飯地方の人民は頻に奔走中なりと云ふ尤も其計畫は去る十九年より始まりしものにて尠からぬ金額を費したれとも悪皆成功には凡そ七萬圓を要し關係町村民の負擔に堪ねは地方稅の補助を乞ふも測り難し且又河內の農作にも利益ある工事あれは時宜により協議の上同國よりも其幾分を補はしめんとの考案もあるよし

○電信交換の數　奪視局にては明治十五年以來各警察署との電信交換度數を此程より取調べ中ありしが漸く調査濟となりて一兩日前總監の許へ差出したる趣なるが今其交換の數を聞くに明治十五年度十六萬九千五百十八、同十六年度十四萬四千二百四十二、同十七年度十九萬七百六十八、同十八年度二十四萬七千二百二十五、同十九年度三十二萬四千百三十、同二十年度二十七萬七千百五十二、同廿一年度三十一萬二千三百四十六、同二十二年度三十九萬千八百零三回ありと云ふ

○大坂商品陳列所の工事　兼て本紙に掲載せる大坂商品陳列所の家屋は日本土木會社大坂出張所ゑて之れを引受け此程已に工事に着手しゐるよしなるが遲くも七月頃までには落成せしむべき積りにて工費は二萬三千五百圓なりと云ふ

○三樞速收栽培法　嶋根縣下意宇郡出雲郷大字春日篇農園主引野禮太郎氏は數年の經驗を以て三樞速收栽培法を發明せりと此法に由れば植付後一箇年にして多量の收穫を得る由にて今回公益の爲め種子十匁只下幷に速收栽培法一部を無代價ゑて各地有志者へ分與するとなり

○北海道地名改革の企　北海道の地名は大概諨難きものなるが元來アイヌ語なるを故らに訛れもなき漢字に連綴し却て困難を增したるもの〳〵如しとて顯然今より北海道の地名はカナゑて記し成るべくは北海道廳の命令を以て此法を定めたしと述議せし人もありしよしに付て道廳は掛り員を設け實地調査をもなしたりと今回道地名中にて最も讀み難き二三ありと云ふを示せば左の如しと云へり

達磨（Tapkop）
別　（Hamifets）
幸　（Satsnaip）
月　寒（Tsukisip）

○富山通信　（二月十八日發）

中學校生徒の退校　富山縣尋常中學校生徒回盟して總代を撰らみ同校長兼敎諭大谷津直麿氏以下二三敎諭の事に就き學務課長に面會し縷々區盟の次第を陳述したる事ありて遂に校長大谷津氏初め幹事敎諭助敎諭講師等合して十一名は何れも願に依て官職を免せられしとは一月廿二日の事ありしが其後ち縣廳に於ては取調員を設けて生徒の所爲等を調べ去十二日に至り同校五年生吉堀梅次郎外十五名は退校を命せられ又た國士

（續き）

（續き）

（續き）